

第120号議案

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例

上記の議案を提出する。

平成24年12月6日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会条例

(設置)

第1条 足立区における地域密着型サービス等の事業を行う者の候補者の選定等の審査を適正に行うため、区長の附属機関として、足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「地域密着型サービス等」とは、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第14項に規定する地域密着型サービス及び法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

(1) 法第78条の13第1項に規定する公募指定に係る事業者の候補者の選定に関すること。

(2) 区長が別に定める地域密着型サービス等における施設設備等の補助に係る支給対象の候補者の選定に関すること。

(3) その他区長が必要と認めること。

(組織)

第4条 審査会は、前条に掲げる事項に関し優れた識見を有する者たちから、区長が委嘱又は任命する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から1年間とし、欠員が生じたときは、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(委員の守秘義務)

第7条 審査会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。  
別表区長の部に次のように加える。

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会	日額 7,000円
-----------------------	-----------

(提案理由)

足立区地域密着型サービス等事業者選定審査会を設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。